

告 示

下記農地は農地法第32条第1項又は第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和4年1月7日

筑西市農業委員会
会長 水柿 重壽

記

1 農地の所在等

番号	所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権 利の種類	農地法第32条又は 第33条の該当条項 等	農地の所有者 等の情報
1	深見字一三塚 390	畑	555	所有権	第33条第1項	別紙のとおり
2	深見字一三塚 428-2	畑	3.99	所有権	第33条第1項	別紙のとおり
3	深見字一三塚 431-1	畑	259	所有権	第33条第1項	別紙のとおり

農地法第32条第1項第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第32条第1項第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第33条第1項 耕作の事業に従事するものが不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この告示は、農地法第32条第1項第1号、第2号及び同法第33条第1項の農地について、当該農地について同法第32条第2項及び第3項（これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3 上記の農地の所有者等は、この告示の日から起算して6か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

（1） 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（2） 当該農地の所在、地番、地目及び面積

4 この告示があった日から起算して6か月以内に所有者等から申出がなかった場合は、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該告示に係る農地について茨城県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。